

瀬戸内海の環境の保全に関する香川県計画

平成 2 8 年 1 0 月

目次

第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の期間	1
第3	計画の目標	
	Ⅰ 美しい海	
	1 水質の保全及び管理に関する目標	5
	2 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	5
	Ⅱ 生物が多様な海	
	1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標	6
	2 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標	6
	Ⅲ 交流と賑わいのある海	
	1 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	6
第4	目標達成のための基本的な施策	
	Ⅰ 里海づくりの推進	8
	Ⅱ 美しい海	
	1 水質の保全及び管理	
	(1) 水質総量削減制度等の実施	9
	(2) 下水道等の整備の促進	11
	(3) 水質及び底質環境の改善	12
	(4) 有害化学物質等の低減のための対策	12
	(5) 油等による汚染の防止	13
	(6) 海水浴場の保全その他の措置	14
	2 自然景観及び文化的景観の保全	
	(1) 自然公園等の保全	14
	(2) 緑地等の保全	15
	(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全	16
	(4) 海ごみ対策の推進	16
	(5) その他の措置	17
	3 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保	17
	(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等	18

(2) 処理施設等の整備	1 8
(3) 処分地の確保	1 8
4 健全な水環境・物質循環機能の維持・回復	1 8
(1) 海域	1 8
(2) 陸域	1 9
III 生物が多様な海	
1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出	
(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等	1 9
(2) 自然海浜の保全等	2 0
(3) 底質改善対策・窪地対策の推進	2 1
(4) 海砂利の採取の禁止	2 1
(5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮	2 1
(6) 環境配慮型構造物の採用	2 2
2 水産資源の持続的な利用の確保	2 2
3 島しょ部の環境の保全	2 2
IV 交流と賑わいのある海	
自然景観及び文化的景観の保全	
(1) エコツーリズム等の推進	2 3
V 基盤的な施策	
(1) 水質等の監視測定	2 3
(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等	2 4
(3) 広域的な連携の強化等	2 4
(4) 情報提供、広報の充実	2 5
(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進	2 5
(6) 環境教育・環境学習の推進	2 5
(7) 国内外の閉鎖性海域との連携	2 6
第5 計画の点検	2 6

まえがき

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下、「瀬戸内法」という。）（昭和 48 年法律第 110 号）第 4 条の規定に基づき、香川県の区域（同法第 2 条第 1 項に規定する瀬戸内海及び同法第 5 条第 1 項に規定する関係府県の区域のうち香川県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

第 1 計画策定の趣旨

本県では、海域・陸域を一体的に捉え、人が適切に関わることにより、多様な生物が生息できる健全な海の状態を保ち、水産資源だけでなく、景観、憩いの場、食文化、観光など多くの恵みを楽しむ豊かな海の実現を目指して里海づくりを推進しており、多様な主体の参画のもと、施策を個別にとらえるのではなく、山・川・里（まち）・海のつながりを考えながら、総合的な施策展開を図っている。

この様な里海づくりを進め、豊かな海の環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、瀬戸内海の環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画に基づき、本県の区域における総合的な計画として策定するものである。

第 2 計画の期間

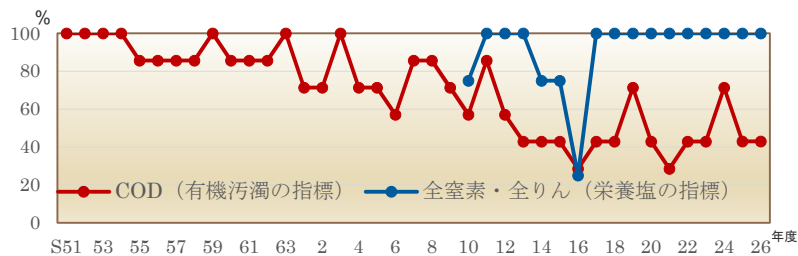
この計画の期間は、策定から 10 年とする。また、策定時から概ね 5 年ごとに、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

第3 計画の目標

瀬戸内海に属する本県海域では、瀬戸内法等に基づき総量規制などの各種施策が実施され、水質改善などの一定の成果が見られるものの、赤潮の発生、ノリ養殖への影響や海ごみの問題など、依然として課題があるため、これらの課題に対応する必要がある。

① 改善傾向が見られない「有機汚濁」

富栄養化の指標である「全窒素・全りん」は、近年、環境基準を100%達成しているが、有機汚濁の指標である「COD」は達成率が低い。



(出典 香川県水質測定結果)

図 1 香川県海域における環境基準達成率の推移 (S51~H26)

② 栄養塩に関する問題

富栄養化が改善され、赤潮の発生規模は縮小しているものの、現状でも年に十数件発生している。一方、冬場には、「ノリの色落ち」現象が見られ、その原因として、栄養塩類（窒素、りん等）の循環バランスの崩れを指摘する意見もある。



赤潮状況



正常なノリ（左）と色落ちしたノリ（右）

③ 増加傾向にあるが、依然として少ない「藻場」

水質浄化や多様な生物が生息・生育する場として重要な藻場は、沿岸域の埋立てや環境悪化などにより多くが失われた。近年、増加傾向にあるが、依然として少ない状況である。

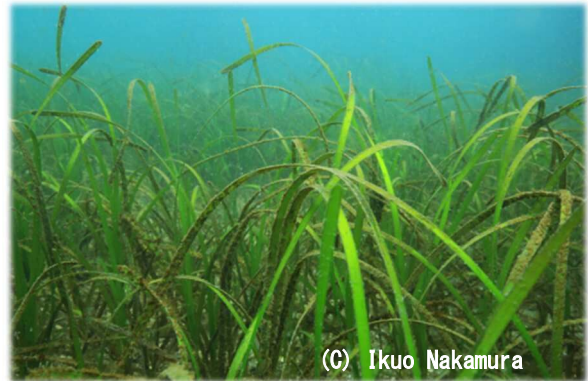
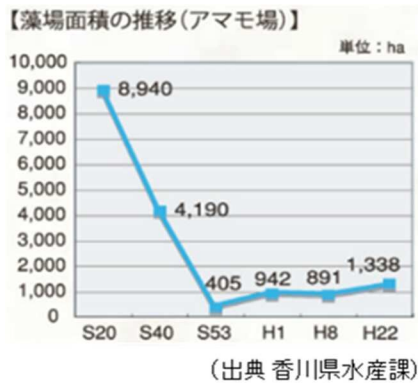


図 2 藻場面積の推移

アマモ場

④ 対応が急がれる「海ごみ」問題

瀬戸内海の海底には 13,000t 以上のごみがあると推計されており、その多くは生活ごみである。また、香川県内の海岸には、年間多くのごみが漂着、散乱している。



香川県内海域の海底堆積ごみ



香川県内離島海岸に漂着したごみ

⑤ 「人と海の間わり」の希薄化

平成 25 年度に行った県民アンケートの結果では、子どもの頃と比べて海に行く機会が減ったと答えた人が多く、全ての世代で同様の傾向が見られた。機会なし

と答えた人と、数年に1回程度と答えた人と合わせると6割となり、人と海との関わりが希薄化していることがうかがわれる。

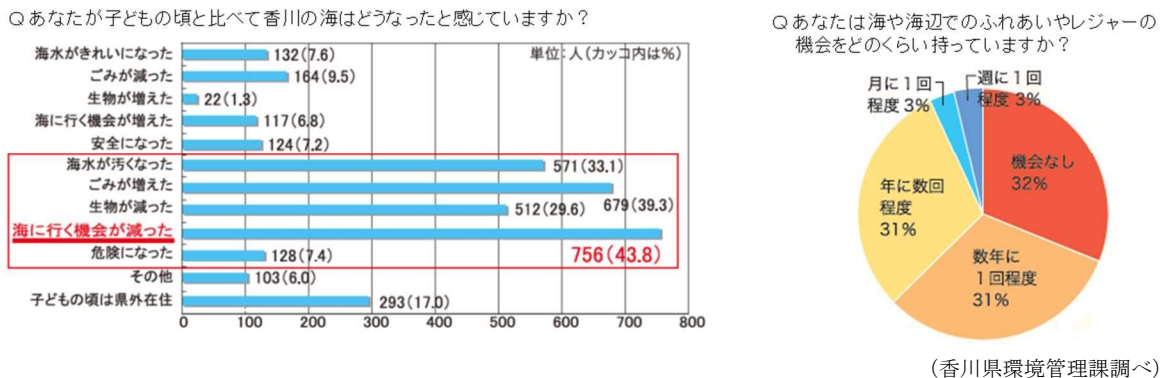


図 3 香川の家に関する県民アンケート結果 (H25)

本計画の目標については、本県では、「美しい海」「生物が多様な海」「交流と賑わいのある海」の3つを兼ね備えた「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」を目指すべき「里海」の姿として、山・川・里(まち)・海を1つのエリアとして捉え、全県域で、県民の幅広い主体的な参画と理解のもと実現するものとしている。このため、沿岸域の環境、水質等が互いに強く関連しあうことを考慮しつつ、個別目標を次のとおり定める。

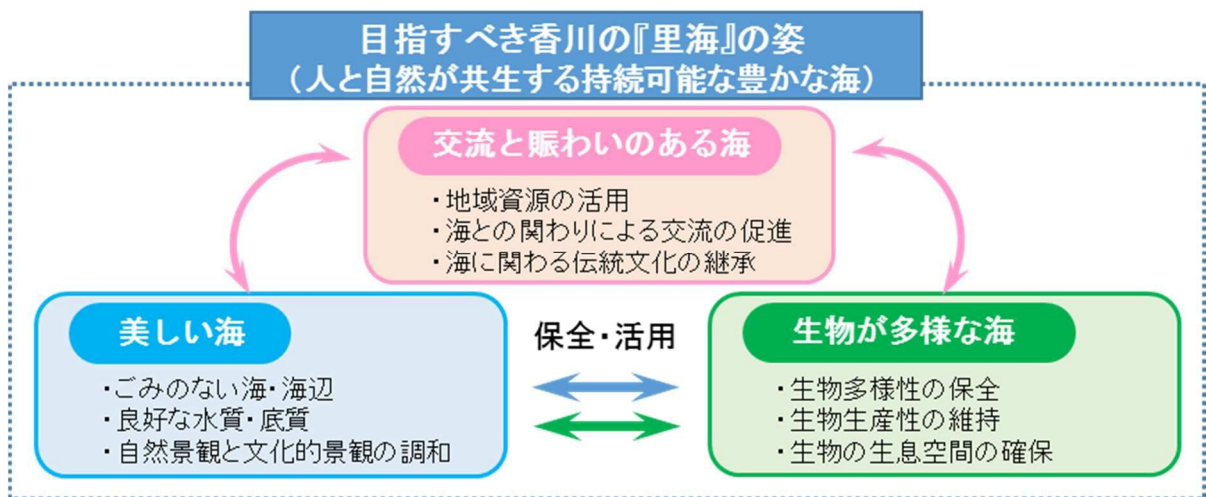


図 4 目指すべき香川の「里海」の姿

美しい海

～ ごみのない海・海辺、良好な水質・底質、自然景観と文化的景観の調和 ～

1 水質の保全及び管理に関する目標

- 水質汚濁、赤潮発生の防止のための対策が計画的かつ総合的に講ぜられていること。水質環境基準（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。また、湾・灘ごと、季節ごとの地域の実情に応じた、きめ細やかな水質管理に関する検討や順応的な取り組みを進めること。
- 赤潮についてはその発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。
- 下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。
- 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善の措置が講ぜられていること。
- 有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。
- 油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備が図られていること。
- 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質が良好な状態で保全されていること。

2 自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

- 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。また、自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。
- 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。
- 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

- 海面、海底及び海岸が清浄に保持され、景観を損なうようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、海岸に漂着し、あるいは海底に堆積し又は投棄されていないこと。

生物が多様な海

～ 生物多様性の保全、生物生産性の維持、生物の生息空間の確保 ～

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出に関する目標

- 水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類も含め多様な生物が生息・生育する場となっている沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等が適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置が講ぜられていること。
- 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場及び地域住民のいこいの場として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。
- 生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地については、必要に応じ、その悪影響を防止・改善するための措置が講ぜられていること。
- 海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講ぜられていること。
- 海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 島しょ部における自然環境、景観の保全が図られていること。

2 水産資源の持続的な利用の確保に関する目標

- 水産資源が、生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めること。

交流と賑わいのある海

～ 地域資源の活用、海との関わりによる交流の促進、海に関わる伝統文化の継承 ～

自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

- 地域の自然や文化等を活かしたエコツーリズムが推進されていること。

第4 目標達成のための基本的な施策

瀬戸内海的环境保全に関し、里海づくりを中心として、本県の区域において実施する施策は次のとおりとする。

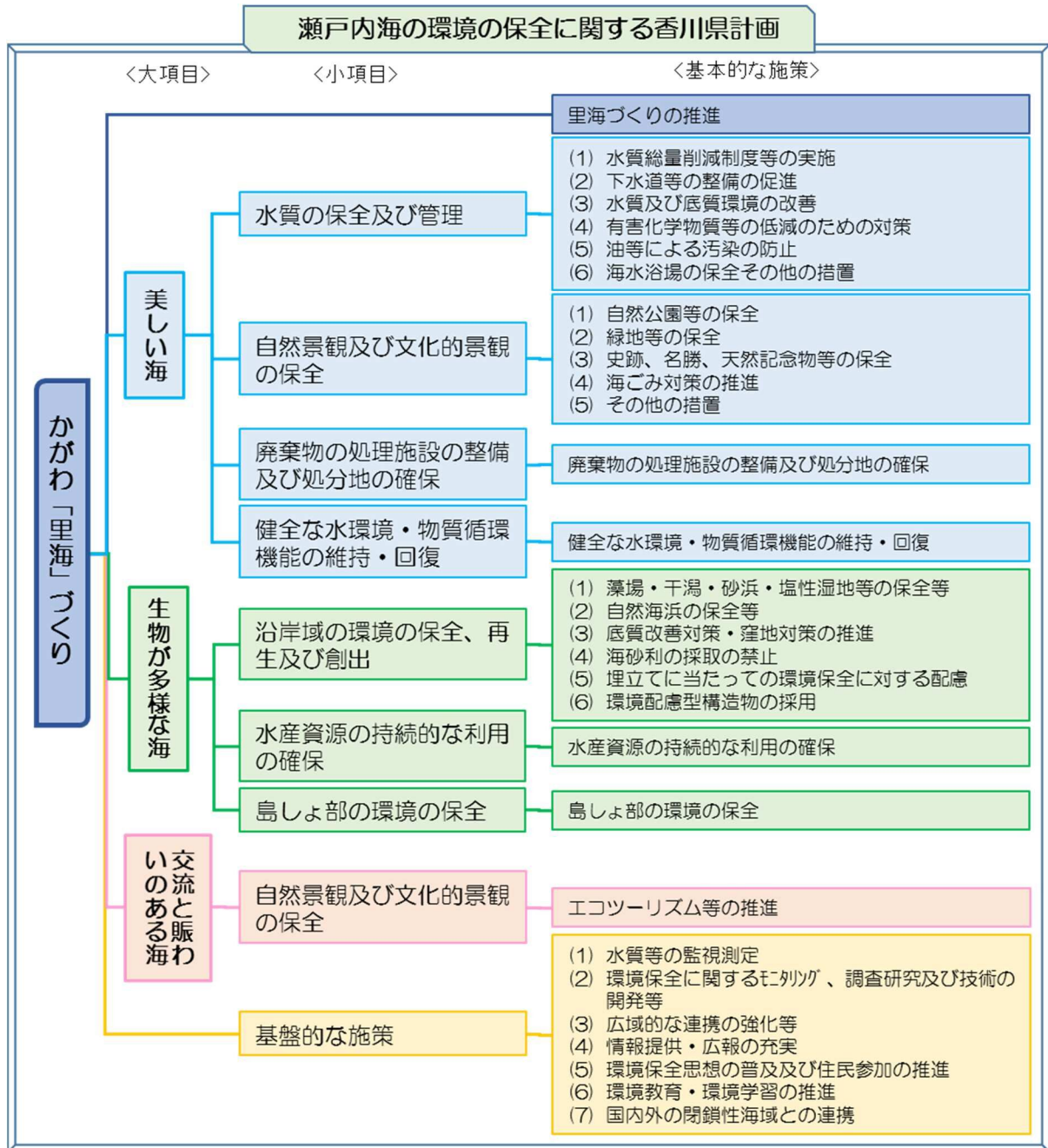


図 5 目標達成のための基本的な施策体系図

I 里海づくりの推進

本県では、県内全てが瀬戸内海の流域であることや、県土がコンパクトで人の暮らしと海が近いという特徴を生かし、山・川・里（まち）・海を一つのエリアとして捉え、全県域を対象として「美しい海」、「生物が多様な海」、「交流と賑わいのある海」の3つで構成する「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、多様な関係者と連携・協働しながら香川らしい里海づくりを推進する。

(1) かがわ「里海」づくり協議会を中心とした推進

里海づくりの推進にあたり、多様な分野の関係者の連携・協働の場として平成25年4月に、かがわ「里海」づくり協議会を設立するとともに、同年9月に、かがわ「里海」づくりビジョンを策定した。今後とも、同ビジョンに示す「人と自然が共生する持続可能な豊かな海」の実現を目指して、海だけでなく海につながる山・川・里（まち）を一体的に捉えて保全・活用していく里海づくりの取組みを推進していく。

(2) 理念の共有、意識の醸成（プロモーション）

里海の理念の共有や意識の醸成を図っていくために、ホームページやフェイスブック、新聞などのメディアを活用した広報、里海キャラバンによる出前講座やシンポジウム、パネル展などを開催している。また、里海づくりに関わる第一歩として、これから取り組みたい事や今取り組んでいる事を記載した里海人宣言をホームページ等に掲載する「We are 里海人」プロジェクトを実施している。さらにこれまで行ってきた様々な取組みを通して映像などを収集しアーカイブ化するとともに、これらの活用を努めていく。今後とも、様々な機会を捉え、積極的な情報発信に努めることにより、理念の共有と意識の醸成を図るものとする。

(3) 人材の育成

「かがわ里海大学」では、専門コースとして、里海・里山の楽しさや恵みを伝えるガイドの養成講座や海・山の幸講座、一般コースとして、里海への理解を深める講座や体験ツアーの開催などを予定している。この様な、各講座、体験ツアー等の開催により、里海づくりをけん引する人材の育成等に努める。

(4) 多様な主体のネットワーク化

地域や分野といった既存の枠を越えて、多様な人や団体等が「里海づくり」をキーワードに交流・連携・協働できるよう、山・川・里（まち）・海で環境保全活動に取り組む団体等を対象とした交流会の開催、マッチングなどを実施している。今後とも、この様な取組みを通じて多様な主体のネットワーク化に努める。

(5) データに基づく順応的管理

各種取組みにあたっては、データに基づく検証と評価によって必要な見直しを行いながら進める。

また、専門的な調査・研究を進めるとともに、広く県民が参加できるように、容易に取り組める環境モニタリング手法の導入や、調査結果及び評価内容の公開などに努める。

(6) テーマごとの取組み

海域・陸域一体となった海ごみ対策や里山再生・竹林資源活用、放置竹林、生活排水対策など、テーマごとに課題解決のための取組みを推進していく。

今後、重点的な課題解決とともに、里海づくりを牽引する人材の育成やネットワーク化、プロモーション等を充実させ、県民や多様な主体による里海づくりをさらに広げていくことに努める。

II 美しい海

1 水質の保全及び管理

(1) 水質総量削減制度等の実施

本県海域は、播磨灘海域、備讃瀬戸海域及び備後灘海域からなっており、現在、これら海域では、化学的酸素要求量（COD）については7水域、全窒素及び全りんについては4水域について水質環境基準の類型指定が行われている。

これら水域の環境基準点の平成26年度における水質は、健康項目については環境基準を達成しているが、生活環境項目については、その代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）の平均値で見ると、A類型の海域では1.8～2.9mg/L、B類型では1.9～2.4mg/Lであり、環境基準の達成率は、A類型0%、B類型100%、類型計43%である。また、全窒素及び全りんの平均値で見ると、II類型の海域では全窒素0.23～0.27mg/L、全りん0.017～0.020mg/Lであり、環境基準の達成率は100%である。

環境基準が未達成の海域については、これを達成させるため積極的に汚濁荷量の管理を図り、また達成されている海域については、その状態を維持することが必要である。

特に、広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、関係府県の区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、水質汚濁防止法及び瀬戸内法の規定に基づき水質総量規制制度が実施されている。

本県でも、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）」に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他汚濁発生源に係る対策等を積極的に推進するとともに、施策の進捗状況及び瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

- 生活排水については、香川県全県域生活排水処理構想に基づき、市町と連携して地域の実情や環境特性に応じ、下水道、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設の整備を効率的、計画的に促進する。また、必要に応じ、窒素又はりんの除去性能の向上を含めた高度処理の導入を図る。
- 産業排水については、瀬戸内法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法等に基づく排水規制等の適切な運用を行う。汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の整備、改善及び維持管理の適正化の指導に努める。
- 持続的養殖生産確保法に基づき魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないように漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律等の活用を通じて化学肥料の施用量の低減や適正な施肥等を推進することにより、農業排水中の窒素及びりんの負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき家畜排せつ物の適正処理と利用に努める。
- 自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るとともに、河川等の直接浄化、浚渫等も必要に応じて検討する。
- 本県海域においては、平成 23 年に 14 件、平成 24 年に 19 件、平成 25 年に 10 件、平成 26 年に 16 件、平成 27 年に 9 件赤潮が発生しており、このうち平成 23 年に 1 件の漁業被害が生じている。
赤潮による被害の発生を防止するため、県及び漁業協同組合等が連携して、迅速な赤潮情報の収集、伝達、必要な調査、適切な対応措置に努めるとともに、赤潮に関する調査研究を推進するものとする。

- 平成 14 年以降は不安定期となっているノリ養殖については、因果関係は明らかでないものの、海水中の栄養塩低下との関係を指摘する意見もあり、現在、国において実施されている、瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究の動向等を踏まえ必要な措置について検討するものとする。

なお、今後、国が策定する総量削減基本方針に基づき、第 8 次総量削減計画（香川県）を策定し、汚濁負荷量の管理を進めていく。

(2) 下水道等の整備の促進

瀬戸内海の特性等にかんがみ、水質総量規制の実施、下水道、浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の各種生活排水処理施設の整備についても、重点的な投資を図ること等によりその整備の促進に努めるものとする。

さらに、必要な地域において、窒素及びりん除去性能の向上を含めた高度処理の導入を図るものとする。

① 下水道の整備

本県における下水道の整備状況は、平成 26 年度末において、公共下水道として高松市東部下水処理場等 13 箇所及び流域下水道として中讃流域下水道大東川浄化センター、金倉川浄化センター、香東川流域香東川浄化センターの計 16 箇所の終末処理場が稼働しており、処理人口は 438 千人、処理人口普及率は約 44%である。

下水道の整備については、今後においても、表－1 のとおり、事業実施中の高松市等 7 市 7 町の公共下水道事業を促進するほか、中讃流域下水道（大東川及び金倉川処理区）の長寿命化対策や耐震対策等の事業の推進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上に努めていく。

また、高度処理については、必要な地域において、その実施を図るものとする。

表－1

公共下水道事業	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
流域下水道事業	中讃流域下水道（大東川処理区、金倉川処理区）

※香東川流域下水道は、平成 28 年 4 月 1 日に高松市へ移管。

② その他の生活排水処理施設の整備

下水道が当分の間整備されない、あるいは下水道整備予定区域外においては、生活排水対策としての浄化槽（合併処理浄化槽）、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の整備が重要な施策である。

浄化槽については、本県において平成 26 年度末で、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町整備推進事業により、8 市 9 町で 59,948 基の浄化槽が整備されている。引き続き合併処理浄化槽の設置、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

また、本県における農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラントは平成 26 年度末で農業集落排水施設が 11 市町で 40 施設（処理能力 7,963 k L / 日）、漁業集落排水施設が 2 市で 3 施設（処理能力 507 k L / 日）、コミュニティ・プラントが 2 市で 2 施設（処理能力 165 k L / 日）整備されている。

なお、放流水質の向上を図るため、浄化槽法、建築基準法及び浄化槽に関する取扱要綱等に基づき、施設の適正な設置及び維持管理に関する指導の強化等に努めるとともに、窒素又はりん対策を特に実施する必要がある地域にあっては、高度処理施設を導入するよう指導するものとする。

③ し尿処理施設の整備

本県におけるし尿処理施設は、2 市 2 町 5 事務組合において整備されており、平成 26 年度末における処理能力は、10 施設で 844.3 k L / 日である。今後においても、必要に応じ、施設の整備を推進するものとする。

(3) 水質及び底質環境の改善

底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化、水質に悪影響を及ぼす堆積した有機物の分解等への対策については、海域利用の実情に応じて、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘等の底質環境の改善対策を水質保全対策等と組み合わせるなど、環境との調和に十分配慮しつつ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 有害化学物質等の低減のための対策

瀬戸内法の規定に基づく特定施設の設置等の許可制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。特に、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出規制を推進するものとする。また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき排出量の把握、管理を促進するものとする。

水銀、ポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥については、国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進を図るものとし、ま

た、有機汚泥の堆積に起因する水質の悪化等生活環境に影響を及ぼす汚泥については、必要に応じ除去等の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

このため、本県においては、これまで坂出港の水銀を含む汚泥、高松港杣場川地区のポリ塩化ビフェニルを含む有機性汚泥及び西汐入川等9水域の有機性汚泥の浚渫等を実施してきており、今後も海底及び河床の汚泥の除去等については、必要に応じて適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 油等による汚染の防止

本県には、重要港湾である高松港、坂出港のほか65の地方港湾がある。石油コンビナート等特別防災区域に坂出市番の州地区が指定されているほか、高松市朝日町地区に石油基地がある。また、本県海域は船舶の航行が多く、地形が複雑である。

このような状況を踏まえ、船舶廃油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海域の汚染の防止を図るため、油による汚染については、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の規定により策定された「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画(平成7年12月15日閣議決定、平成18年12月8日改正)」に基づき、油汚染事件に伴う海洋環境被害の防止又は回復のための措置が適切に実施できるよう地域の実情に応じた準備及び対応の施策を積極的に推進する。

○ 船舶及び陸上からの油等排出防止等

船舶及び陸上からの油等の排出を防止するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底と監視、取締りの強化を図る。

また、坂出市番の州地区に設置されている廃油処理施設の活用により、船舶廃油の適正な処理を図る。

○ 事故による海洋汚染の未然防止

事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づく規制の徹底と指導、監視の強化を図るとともに、「香川県石油コンビナート等防災計画」並びに香川県及び関係市町の地域防災計画に基づく防災体制の整備を図る。

また、船舶衝突事故等による油流出を防止するため、海上交通安全法及び港則法等の規定に基づく規制の徹底と指導、取締りの強化を図るとともに海上交通の安全のための施設の整備を促進する。

○ 排出油防除体制の整備

排出油を防除するため、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法の規定に基づくオイルフェンス、薬剤等の備付け義務を徹底するとともに、海上災害防災センターの活用を図る。また、瀬戸内海東部海域排出油防除計画等に基づき、関係機関の緊密な相互協力体制を確立し、迅速的確な防除活動を実施するとともに、排出油防除資機材の整備を促進する。

さらに、漁場環境保全推進事業の実施により、油濁被害防止器材等を整備するとともに、排出油を速やかに回収するため、坂出港に2隻配備されている油回収船の活用を図る。

○ 環境保全対策の充実

事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討並びに環境への影響の少ない新たな油防除技術及び微生物を利用した環境修復技術の調査研究を推進するとともに、油流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めるものとする。

(6) 海水浴場の保全その他の措置

海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努めるものとする。

また、他の海域から持ち込まれる魚介類や微生物等が瀬戸内海の特性によりその水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとする。

2 自然景観及び文化的景観の保全

(1) 自然公園等の保全

本県における瀬戸内海の自然景観の核心的地域としては、自然公園法に基づき瀬戸内海国立公園として指定されている小豆島、屋島、五色台、紫雲出山及び塩飽諸島等のほか、香川県立自然公園条例に基づき県立自然公園として指定されている大滝大川県立自然公園、香川県自然環境保全条例に基づき自然環境保全地域として指定されている藤尾山等及び緑地環境保全地域として指定されている大高見峰等がある。

これらの地域については、瀬戸内海の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、関係法令に基づく規制の徹底とみどりの巡視員等による監視、指導の強化に努めることとする。

また、必要に応じ、これらの区域の見直し等を行うことにより、瀬戸内海の優れた自然景観の保全に努めるものとする。

(2) 緑地等の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素である。しかしながら、本県の島しょ部及び海岸部における植生は、自然植生であるシイ・カシ類等の照葉樹が人為的影響によりそのほとんどがアカマツ・クロマツの二次林となっていたが、近年において森林病虫害等による被害木の発生が見られる。また、近年の各種開発等により、緑地は減少している。

このため、現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てることを目的として、次の施策を推進するものとする。

○ 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょ部における森林等の確保

沿岸地域及び島しょ部における森林を確保するため、保安林の整備を進めるとともに、保安林制度及び林地開発許可制度の適正な運用を図る。また、採石法及び砂利採取法の規定に基づく採取計画の認可に当たっては、緑地等の保全について適切な指導を行うものとする。

○ 沿岸都市地域における緑地の確保

沿岸都市地域における緑地を確保するため、都市公園整備事業及び港湾環境整備事業を推進するものとする。また、必要に応じ、都市計画法に基づく風致地区（現在12地区（約1,068ヘクタール）を指定）の見直し、都市緑地法に基づく緑地保全地域等の指定を進めるものとする。

なお、都市における緑とオープンスペースの保全・創出を図るための総合的な計画である市町の「緑の基本計画」の策定を推進する。

○ 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

健全な森林の保護育成を図るため、保安林整備管理事業及び林地開発指導監視事業等を積極的に推進するものとする。また、森林病虫害等の被害対策を進めるとともに、治山事業及び森林整備事業を推進するものとする。

○ 緑地修景措置

みどりが損なわれる森林を開発する場合などにおいては、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」に基づく事前協議において、跡地緑化計画の策定を指導するとともに、跡地緑化のためのみどりの保全協定を締結することなどにより緑の修復に努めるものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海各地には、地域における人々の生活や生業、風土により重層的に形成された文化的な景観地が多数存在する。

本県においては、屋島、丸亀城、高松城跡、塩飽勤番所跡、大坂城石垣石切丁場跡、喜兵衛島製塩遺跡等が史跡として、栗林公園、神懸山（寒霞溪）、琴弾公園等が名勝として、また、宝生院のシンパク、誓願寺のソテツ、皇子神社社叢、円上島の球状ノーライト、絹島及び丸亀島、鹿浦越のランプロファイヤ岩脈等が天然記念物として文化財保護法に基づき指定されている。

これらをできるだけ良好な状態で保護するため、関係法令に基づく規制の徹底を図るとともに、保存修理及び環境整備等の対策を積極的に推進するものとする。

(4) 海ごみ対策の推進

海ごみは、確認や回収される場所により、海岸ごみ（海岸漂着物等）、漂流ごみ、海底ごみ（海底堆積ごみ）の3種類に分類される。

海ごみについては、平成28年3月に策定した香川県海岸漂着物対策等推進計画に基づき、香川県海ごみ対策推進協議会を中心に関係機関が連携を図りながら、海域・陸域一体となった総合的な海ごみ対策を推進していくものとする。

- 海岸ごみについては、海岸管理者による回収・処理や回収を行うボランティア団体等への支援に取り組むとともに、回収・処理を行う市町に対して補助を行うものとする。
- 漂流ごみは、国や県が海面清掃船により必要に応じた回収・処理を行う。
- 海底ごみについては、香川県海ごみ対策推進協議会を中心に、漁業者・市町・県の協働による回収・処理を進めるとともに、幼稚魚の育成の場として重要な浅海域で、かつ通常の漁業操業では海底堆積ごみの回収・処理が困難な海域（小型機船底びき網漁業禁止区域）において回収・処理を行う市町に対して補助を行っている。これら回収・処理を継続していくとともに、ごみが漂着しやすい離島等における対策も推進していくものとする。
- 海ごみはその多くを生活ごみが占めることから、発生抑制に係る人材育成、調査研究、プロモーションに取り組んでいるほか、発生抑制対策を行う市町に対して補助を行っている。引き続き普及啓発を行うとともに、幼

少期を含む子どもたちへのプロモーションを強化するなど、将来に向けた発生抑制にも取り組むものとする。

山・川・里（まち）・海の全てを対象とする県内一斉の海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」の実施など、海域・陸域一体となった海ごみ対策を推進するものとする。

- 不法投棄防止のためのホームページ等による啓発や、廃棄物 110 番や環境監視員制度などを活用して、広く県民などから不法投棄等の情報提供を受け付けるとともに、情報収集及び監視指導体制の拡充に努め、早期対応を図るものとする。

(5) その他の措置

自然景観を保全するため、上記の施策のほか、開発等により自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するとともに、海面及び海岸部等において施設を設置する場合においても同様とする。

平成 8 年 12 月 17 日の第 26 回瀬戸内海環境保全知事・市長会議で採択された「瀬戸内海景観宣言」により、国や関係府県市の相互協力のもと、それぞれの地域の特性や個性を考慮しつつ、瀬戸内海のまとまりのある内海景観を保全・創造していくものとする。

これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講ずるよう努めるものとする。

瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、町並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している人文的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとする。

3 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

瀬戸内海の海面及び海岸を清浄に保持するには、廃棄物の不法投棄等の防止に努めることが必要であるとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、循環型社会形成推進基本法の主旨を踏まえ、生産・流通・消費の段階から自然への還元や経済活動への再投入までの廃棄物をめぐるすべての過程を対象に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等の総合的施策を推進することにより、最終処分量の減量化を図るとともに、廃棄物の適正な処理に十分配慮するものとする。

このため、次の施策を積極的に実施するものとする。

(1) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等

循環型社会の構築を目指した香川県廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の「発生・排出抑制の推進」、「減量化・循環的な利用の推進」、「適正処理の推進」に関し、県内の実態把握と情報の収集に努めながら、廃棄物処理の関連施策を総合的、計画的に推進するものとする。

(2) 処理施設等の整備

本県においては、一般廃棄物処理施設は、平成 26 年度末で、ごみ処理施設 7 施設（処理能力 1,340 トン/日）、粗大ごみ処理施設 1 施設（処理能力 100 トン/日）、再生利用施設 12 施設（処理能力 204.7 トン/日）が整備されており、施設の整備が必要な市町に対しては適切な施設が整備できるよう市町の検討を支援する。

また、産業廃棄物については、事業所及び処理業者に対する監視を強化し、産業廃棄物処理施設の整備及びその適正な維持管理等の指導に努めるものとする。

(3) 処分地の確保

本県においては、平成 26 年度末で一般廃棄物の最終処分場 11 箇所、産業廃棄物の最終処分場 20 箇所が確保されており、今後とも市町や事業者による処分地の計画的かつ適正な整備を支援する。

なお、特に廃棄物の海面埋立処分によらなければならない場合は、瀬戸内海の環境保全に十分に配慮した埋立実施計画に基づき、埋立処分を行うものとする。

4 健全な水環境・物質循環機能の維持・回復

健全な水循環機能の維持・回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、海域においては藻場・干潟等の浅海域の保全及び自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとする。陸域においては森林や農地の適切な維持管理、河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。

また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

(1) 海域

藻場・干潟等の浅海域の保全や浄化機能の高い沿岸域の拡大に努める。

(2) 陸域

○ 森林域

水源の涵養を図るため、香川県みどりの基本計画に基づき森林の保全と整備のための諸施策を推進する。

○ 農地域

香川県農業・農村基本計画に基づき、農地による水源のかん養や洪水の調節機能を保持するため、農地の耕作放棄の防止を進めるとともに、水田等農地の保全・整備を推進する。

○ 都市域

節水型社会の構築のため、各種普及啓発活動を実施するとともに、水道蛇口への節水コマの普及に努め、水を大切にする生活様式づくりを推進する。また、工場・事業場における水使用量の適正化を図るため、水の循環利用と節水型施設・機器の導入促進に努める。

下水処理水を雑用水などに再利用するとともに、修景・親水用水、河川維持用水、水質保全用水としての利用に努める。

そのほか、透水性舗装、雨水浸透ますの整備に努め、また、雨水の貯留施設を整備し、雑用水への利用を促進する。

○ 河川域

河川における多自然川づくりの推進に努める。

III 生物が多様な海

1 沿岸域の環境の保全、再生及び創出

(1) 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等

「第5回自然環境保全基礎調査海辺調査（1998年3月環境庁）」によると、本県の平成8年度調査において、ガラモ場約290ヘクタール、アマモ場約877ヘクタール及びその他の藻場約28ヘクタールのあわせて約1,195ヘクタールの藻場があり、また、観音寺市地先等には約900ヘクタールの干潟がある。

魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持する上で重要な役割を果たすとされている干潟は、近年、各種開発の進展に伴い次第に減少する傾向にある。

このため、水産資源保護法に基づく保護水面（坂出市王越町乃生地先水域等3水域）、瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場等におけるすべてのひき網漁業禁止区域及び香川県漁業調整規則に基づく小型機船底びき網漁業禁止区域、また鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき鳥獣保護区に指定している三豊海岸においては、法令に基づく規制等の適切な運用により、藻場及び干潟の保全を図るものとし、また、必要に応じ、これらの区域指定の見直しを行うものとする。

その他の藻場及び干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等として重要な役割を果たしていることから、極力、保全するよう努めるものとする。

また、水産資源増殖の見地から、水産生物の産卵、幼稚魚の成育等の資源生産の場としての機能や、有機物の分解による水質の浄化等の様々な機能を有していることを踏まえ、水産生物の生活史に対応した増殖礁や藻礁による漁場整備、藻場造成を行うとともに、藻場・干潟の現状把握や再生・保全に努めるものとする。

(2) 自然海浜の保全等

自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場として、多くの人々に利用されている。

「第5回自然環境保全基礎調査海辺調査（環境庁）」によると、平成8年度調査において、本県の海岸線のうち自然海岸は46.8%、半自然海岸は16.7%、人工海岸は35.3%、河口部は1.1%である。

これら自然海岸及び半自然海岸の海浜は、津田の松原（平成24年度利用人口約10.3万人）等が海水浴場として、仁尾浜海岸等が潮干狩場として、また、海岸寺、白方等が魚釣り場等として多くの人々に利用されているが、近年、これら自然海浜が次第に減少する傾向にあることから、できるだけその利用に好適な状態で保全するため、次の施策を講ずるものとする。

○ 規制の徹底と監視、指導の強化

自然海浜を保全するため、瀬戸内法の規定に基づき制定した香川県自然海浜保全条例により、表-2のとおり、自然海浜保全地区に東かがわ市（小浦）等23箇所を指定しており、今後、条例の適切な運用を図るものとする。

また、そのほか、貴重な自然海浜が自然公園法、都市計画法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種指定地区に指定されていること、また自然海浜に都市公園法に基づく都

市公園が設置されていることから、これらの地区においては、当該法律の適切な運用を図ることにより、自然海浜をその利用に好適な状態で保全するよう努める。

表－２

自然海浜 保全地区	高松市（鎌野）、高松市（高尻）、高松市（竹居）、さぬき市（小浜）、さぬき市（松尾）、さぬき市（青木）、さぬき市（羽立）、東かがわ市（小浦）、三豊市（大浜）、三豊市（鴨ノ越）、三豊市（仁老浜）、三豊市（室浜）、三豊市（名部戸）、土庄町（小部）、土庄町（鹿島）、土庄町（甲崎東）、土庄町（田井）、土庄町（千軒）、土庄町（尾子）、土庄町（柚ヶ浜）、小豆島町（古江）、小豆島町（遠手浜）、小豆島町（吉野崎）
--------------	---

○ 養浜等による海浜環境の整備

自然とのふれあいの場としての海浜を造成するため、必要に応じて養浜事業を推進する。

(3) 底質改善対策・窪地対策の推進

貧酸素水塊の発生頻度が高い海域や底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質改善対策や窪地対策が必要な海域においては、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘、深掘り跡の埋め戻し等の対策に努めるものとする。

なお、深掘り跡の埋め戻しを行う場合においては、周辺海域への影響や改善効果を検討するよう努めるものとする。

(4) 海砂利の採取の禁止

海砂利の採取は、平成 11 年 12 月 1 日に決定した「海砂利採取に関する基本方針」に基づき、平成 17 年度から全面禁止した。今後も引き続き採取禁止措置を堅持する。

(5) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

瀬戸内海の本県海域における公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許又は同法第 42 条第 1 項の承認に当たっては、瀬戸内法第 13 条第 1 項の埋立てについての規定の運用に関する同条第 2 項の基本方針に沿って、環境保全に十分配慮するものとする。

また、環境影響評価法及び香川県環境影響評価条例に基づく環境影響評価に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に

応じ適切な代償措置を検討するものとする。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとする。

これらの検討に際しては特に浅海域の藻場・干潟等は、一般に生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。

(6) 環境配慮型構造物の採用

生物の生息・生育空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、環境への配慮についても検討するよう努めるものとする。

また、海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努めるものとする。

2 水産資源の持続的な利用の確保

水産資源が生態系の構成要素であり、限りあるものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう一層の推進に努めるものとする。

また、水産生物の生活史に対応した良好な生息・生育環境空間を創出するため、より広域的・俯瞰的な視点を持った漁場整備と水域環境保全対策の推進に努めるものとする。

さらに、水産資源の管理措置については、漁業者はもとより、広く一般の理解を深めるとともに、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえるよう努めるものとする。

水産資源の持続的な利用の確保の観点からも、栄養塩類に関する対応は重要であることから、赤潮発生や富栄養化の防止のため汚濁発生源に係る対策等を推進するとともに、国において実施されている瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究の動向等を踏まえ必要な措置について検討するものとする。

3 島しょ部の環境の保全

本県には、116の島があり、うち24島が有人島であり、平成22年度国勢調査において島しょ部における人口は、37,398人である。

島しょ部は、豊かで美しい瀬戸内海地域の自然景観の維持、創出の役割を果たしているが、限られた環境資源を利用した生活が営まれていることから、その環境保全は住民や社会経済のあり方に直結する課題である。

そのため、環境容量の小さな島しょ部においては、特に環境保全の取組みが重要であり、下水道施設が整備されている直島や農業・漁業集落排水が整備されている粟島があるが、今後とも島しょ部の環境保全施設の整備促進及び適切な維持管理に努めるものとする。

島しょ部における多様な文化的所産の保存及び活用並びに担い手の育成に努めるとともに、観光客等への周知や固有の文化に接する機会の提供に努める。

土庄町豊島に堆積する約90万トンの廃棄物等を、平成12年6月に成立した調停条項に従い、環境保全と安全を第一に、直島の中間処理施設で焼却・溶融処理するとともに、豊島内施設の維持管理を適正に行う。さらに、処理に伴い発生する溶融スラグなどの副生物の有効利用を図るものとする。

島しょ部においては、地元住民のボランティアによる海岸ごみの定期的な回収が困難である海岸も多いことから、イベントの開催等を通し、島外からのボランティアの協力等により、島しょ部の海ごみの削減を図るものとする。

IV 交流と賑わいのある海

1 自然景観及び文化的景観の保全

(1) エコツーリズム等の推進

瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、エコツーリズム推進法に基づきエコツーリズムを推進するものとする。また、独自の景観を残している島しょ部をはじめ、地域が持つ特有の魅力を発掘・活用し、里海体験ツアーやグリーンツーリズム（農業就労体験や都市住民との交流体験ツアー）なども推進する。

地域の実情とニーズに応じて、瀬戸内国際芸術祭などによる芸術家等の創作活動を通じて地域住民との交流を図ることで、子どもたちや住民に文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、芸術による地域活性化を推進する。

V 基盤的な施策

(1) 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全対策の実効を期すには、公共用水域の環境基準達成状況、発生源の排水基準の遵守状況を的確に把握するための監視測定が必

要である。

本県においては、平成 27 年度には水質汚濁防止法に基づく「水質測定計画」により、関係機関の相互協力のもとに海域 122 地点、河川 166 地点及びダム等 113 地点の合計 401 地点の公共用水域で監視測定を実施するとともに、発生源対策として 432 の工場・事業場監視を行い、また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、海域 7 地点、河川 34 地点及び陸上部 11 地点で監視測定を実施している。

今後とも、水質総量規制の指定地域内事業場に対し、水質自動計測器等による汚濁負荷量の測定体制の整備の促進を指導するとともに、公共用水域等の効果的な監視体制の整備を図るものとする。

また、工場・事業場からの発生負荷量の管理業務や公共用水域の水質監視業務に伴うデータ整理及び解析のための効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(2) 環境保全に関するモニタリング、調査研究及び技術の開発等

本県においては、環境保健研究センターを中心に水産試験場・赤潮研究所、畜産試験場等で、環境保全に関する調査研究及び技術開発を進めている。特に、備後灘海域等における貧酸素水塊解消のための水質浄化対策、赤潮発生機構の解明については、国及び民間関係機関等との連携のもとに、調査研究を実施し、また、家畜排せつ物の処理技術の研究等も行ってきたところである。

今後においても、関係方面の協力を得て、これらの調査研究の推進及び監視測定技術の向上を図るため環境保健研究センター等において測定技術に関する調査研究を行うとともに自然環境保全基礎調査の実施等瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努めるものとする。

また、上記のような専門的なモニタリング技術ばかりでなく、簡易に行われるモニタリング技術を開発し、県民が参加できるモニタリング体制の構築を図る。

(3) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は 13 府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議を積極的に活用し、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

健全な水循環機能の維持・回復のための取組みの推進、住民参加の推進、環境教育・環境学習の充実を図るため、山・川・里（まち）・海のつながりを意識した関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組みの実施においても連携の強化に努めるものとする。

(4) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、多様な情報に関するデータベースの整備等により広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、ホームページ、環境白書、広報誌等を通じて、瀬戸内海の実態の現状及び負荷削減、廃棄物の排出抑制への取組み等の広報に努めるものとする。瀬戸内海の実態については、国や関係府県と連携し情報の共有化を図るものとする。

(5) 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の実態保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要であり、その実効を期するためには、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠である。

このため、県においては、県民に対して環境月間、瀬戸内海実態保全月間の事業並びに新聞、テレビ、ラジオ及びパンフレット等の広報活動等を通じて、瀬戸内海の実態保全に関する正しい認識の普及に努めるとともに、市町等と協力しながら、河川、海岸等へのごみの不法投棄の防止や厨芥の流出防止等の実施活動の推進に努めるものとする。

また、環境保全施策の策定に当たっての住民意見の反映方策についての検討に努めるものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、公益社団法人瀬戸内海実態保全協会等の協力を得るとともに、香川県実態保全基金の活用を図り、より一層その効果を期するよう努めるものとする。

(6) 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の実態保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。このため、海とのふれあいを確保し、その健全な利用を促進する施設の整備や、理解促進のためのプログラム等の整備等に努めるものとする。

また、国立公園等を活用した自然観察会や地域の特性を生かした里海体験ツアー等の体験的学習機会の提供や里海ガイド、サポーターといった人材育成及び民間団体の活動に対する支援等に努めるものとする。

香川県実態基本計画に基づき、環境学習プログラムの開発、環境キャラバン隊等による環境学習への参加機会の提供、人材の育成・活用、学習資器材や情報の提供による活動支援、環境学習の場の整備等に努めるものとする。

(7) 国内外の閉鎖性海域との連携

瀬戸内海環境保全知事・市長会議、公益社団法人瀬戸内海環境保全協会や公益財団法人国際エメックスセンター等と連携し、閉鎖性海域に関する国際会議等への積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

第5 計画の点検

この計画の点検の際には、5年ごとに、以下の指標を用いて取組みの状況を把握するものとする。

里海づくりの推進

- ・かがわ里海大学修了者数
- ・ふれあいの頻度（年に1回以上海に行った人の割合など）
- ・環境教育・環境学習参加者数

美しい海

(1) 水質の保全及び管理

- ・水質汚濁に係る環境基準達成状況
- ・汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん）
- ・汚水処理人口普及率
- ・環境技術実証事業実施件数
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律への対応状況
- ・エコファーマー認定件数（累積）
- ・耕作放棄地解消面積
- ・PRTRに基づく公共用水域への届出排出量
- ・海水浴場の数
- ・海水浴場の利用者数
- ・海水浴場の水質判定基準の達成状況
- ・水生生物及び海ごみ調査参加者数

(2) 自然景観及び文化的景観の保全

- ・国立公園面積
- ・国立公園利用者数
- ・県立自然公園面積
- ・県立自然公園利用者数
- ・景観法に基づく景観計画の策定自治体数
- ・森林面積

- ・ 森林整備面積（累計）
- ・ 保安林指定面積
- ・ 林地開発許可処分件数
- ・ 県民がふれあうことのできるみどりの面積
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区選定件数
- ・ 史跡、名勝、天然記念物等の国指定件数
- ・ 重要文化的景観選定数
- ・ 都市計画法に基づく風致地区数
- ・ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積
- ・ 県内一斉海ごみクリーン作戦参加者数
- ・ 海底ごみ回収活動実施箇所数
- ・ 海底堆積ごみ回収量
- ・ 海岸漂着物回収量
- ・ 放置竹林対策実施面積

生物が多様な海

(1) 沿岸域の環境の保全、再生及び創出等

- ・ 藻場面積、干潟面積、塩性湿地面積
- ・ 砂浜延長
- ・ 渡り鳥飛来数
- ・ 底生生物の出現種数
- ・ 底生生物の個体数
- ・ 自然再生推進法に基づく取組み箇所数
- ・ 自然海浜保全地区数
- ・ 鳥獣保護区の数
- ・ 生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略の策定自治体数
- ・ 藻場造成面積（累計）

(2) 水産資源の持続的な利用の確保

- ・ 漁業生産量
- ・ クロロフィル a
- ・ 保護水面指数
- ・ 漁場改善計画数
- ・ 漁場改善計画策定漁協の養殖生産量シェア
- ・ 水産資源保護培養海域数
- ・ 海砂利採取量
- ・ 海底ごみ回収活動実施箇所数（再掲）
- ・ 藻場造成面積（再掲）

交流と賑わいのある海

(1) 自然景観及び文化的景観の保全

- ・エコツーリズム推進アドバイザー派遣回数
- ・エコツーリズム地域活性化支援交付金の活用団体数
- ・ふれあいの頻度（年に1回以上海に行った人の割合など）（再掲）